



消費者ホットライン188
イメージキャラクター
イヤヤン

不当な契約は 無効です!

— 早分かり! 消費者契約法 —

- ★消費者と事業者では、持っている情報の質・量や交渉力に格差があります。
- ★消費者の利益を守るため、平成12年に消費者契約法ができました。
- ★平成28年、30年の改正で、取消し・無効の範囲が拡大します。



困っていることが
解決するかもしれません。
法律の内容について
みていきましょう。



消費者契約法における「消費者」と「事業者」

消費者

個人

事業として又は事業のために
契約の当事者となる場合を除く



事業者

- ・法人その他の団体
- ・個人事業者

事業として又は事業のために
契約の当事者となる場合

消費者が事業者とした契約(=消費者契約)であれば、あらゆる契約が対象です。